大学への社会人受入れの原理

白 石 克 己
(玉川大学)

はじめに

高等教育は現在，青年たちにいわば「独占」されている。しかし，社会人（以下，家庭婦人を含める）の高等教育への期待は高い。既に総理府の「生涯教育に関する世論調査」(1979年) では，勤労者や主婦などが「大学や高等学校」などの教育機会を増やすことを「必要だと思う」人は過半数を超えている。大学公開講座を増やす必要についても過半数が必要であるとしている。この要求は特に高学歴者や若い年齢層ほど高い傾向があるので，要求度は今後も高まると予測されている。

このため，近年になって，社会人の高等教育が本格的に教育問題になりはじめた。中央教育審議会の答申「生涯教育について」(1981年)には，「成人に対する（高等教育機関の）開放は必ずしも十分でなかった」，「生涯教育の視点から高等教育の機能をより積極的に成人に対し開放し，実生活を経験した者が必要に応じて大学等に入学できるようにすることが望まれる」等の指摘がある。(1)

本稿の目的は，社会人の大学受け入れに関わる現状と問題点を指摘し，今後の高等教育の開放に必要な論点を提起することにある。

1 高等教育への期待

国民の高等教育への期待は今や生涯にわたる生活設計の柱になっている。近年の出生率の低下の一因にも高等教育への要求があるからである。「全国家族計画世論調査」(1979年)によれば，子ども数は2人を理想とする人が多く，しかも，実際に産んだ数も2人である。この原因（1人あたりの子ども数が2人以下になっている原因)の1，2位は，「子供を育てるのに教育費などお金がかかるから」,「少なく産んでよい教育を受けさせたいから」である。その数字は住宅事情や収入を原因として挙げる人をはるかに上回っている。また，「子どものある人」で子どもを大学へやりたいと考えている人は，「できれば大学へやりたい」人も含め，約8割である。(2)

少子化の原因は教育問題だけにあるのではなく，女性の高学歴化・職場進出・晩婚化などの原因にも求められよう。しかし，わが子の大学入学が生涯にわたる生活設計のひとつとして人間の出生時から考慮され，そのために家族計画という意思決定で子どもの数を制限する現実がある。多くの国民にとっていわゆる「学歴社会」が事実であれ神話であれ，自分の子どもを不幸にする可能性を少なくするために評価の高い学歴を用意してやることは当然であろう。この結果，戦前は義務教育以上の学歴を，戦後は高等学校の学歴を，近年は標準化した高卒以上の学歴，すなわち高等教育修了という学歴を望むことになる。

しかし，この期待がすべて実現されるわけではない。大学等の高等教育機関への就学者は，当該年齢人口の3人に1人にまで普及している，と喧伝される。しかし，大学入学志願者で大学・短大へ入学できたものは，1988年で7割程度である。換言すれば，3割程度の青年が「大学へ行きたかったのに行けなかった」人となり，毎年，累積されていく。この結果，進学志願をもちながら果たされなかった無念さを将来，晴らしたいと考える人が生じよう。一方，高等教育機関への進学を志願せず就職した青年にとっ

ても，自分の職場に大卒者が次第に増加し，賃金や地位などの経済的効用を目の当たりにすれば，高等教育への要求をもつことになろう。その結果，社会人になってから高等教育への期待を回復したいと考える人が増える。

上の2つの事例は学習要求の調査からは漏れるけれども，高等教育への国民の期待を探る興味深い事例といえる。もちろん，社会人の高等教育への要求増加は各種の調査に表れている。こうした要求の原因は一方的に学習者に内在するものではない。実際に高等教育への機会が増加し充実しつつあることも原因となり，その結果，学習要求が高度化しているのである。

例えば，文部省は中央教育審議会の答申「生涯教育について」(1981年)前後より，成人期の高等教育機会の充実に関し多くの施策を講じている。例を挙げれば，放送大学や高岡短期大学の設置，大学・短大の昼間学部への受入れや大学院への受入れの充実，聴講生・研究生制度の柔軟化，大学公開講座の拡大と充実，国公立大学の共通第一次学力試験の社会人への免除，大学入学資格の拡大（専修学校高等課程修了者への資格付与）などがある。この他，大学開放の中核的・先導的役割も担うものとして，東北大学，金沢大学，香川大学の各「大学開放センター」，筑波大学大学公開室ができた。

社会教育においては，市民大学・成人大学講座などの名でよばれている事業が増えている。国立教育会館社会教育研修所の調査では全国66の事例が報告されている。(3)もちろん，「大学」といっても教育内容のレベルや学習の継続性などには一定の基準があるわけではない。内情は従来の社会教育学級や講座と変わりないかもしれない。しかし，従来の社会教育が高等教育の内容を自覚的に編成してはいなかったことと対比すれば，この名には市民の「大学」に象徴される高度な学習要求とこれに応えようとする社会教育の現場職員の姿勢がうかがわれる。

さらに，各地に林立するカルチャーセンターの動向もみのがせない。現在，カルチャーセンターは高等学校修了者以上の高度な学習内容を提供しつつあるからである。しかも，カルチャーセンターの受講者には短大や大

学の学歴をもつ者が年齢別の学歴構成に比しきわめて多い。[4]　もちろん，民間教育機関が大学や大学公開講座と同じ内容を提供しているわけではない。しかし，講師陣には大学人も多数加わっており，大学公開講座同様，継続高等教育の一翼を担ってはいる。特に，大学や社会教育機関と異なり，原理的に学習者を消費者とみなしサービスを展開するとともに市場開拓に熱心であるから，それだけ市民の高等教育への要求を反映しているとみることができる。

以上，社会人の高等教育への期待が高まっているのは，一方で国民が高等教育への学習要求を増大させている状況と，他方で高等教育への接近が容易になりつつある状況の，いわば相乗的効果によってもたらされている。

2　社会人の大学受入れの現状

では現在，社会人が既成の大学に接近するにはどのような可能性があるのであろうか。正規学生の「受け皿」としては，社会人の特別選抜，大学夜間部，私立大学による通信教育，放送大学，大学院への受入れがある。また，正規外の課程を学ぶ機会としては聴講生・研究生，専攻科・別科，大学公開講座などがある。[5]

(1)　社会人入学制度

第1に，社会人が昼間の正規学生として入学する有力な方法の一つが，特別選抜制度である。立教大学が1979年に始めて以来，マス・メディアで報道されたこともあり脚光を浴びた。現在，社会人の特別選抜を行っている大学数や入学者も増加の傾向にあり，1985年度で51大学，76学部に及ぶ。しかし，特別枠での入学者数は微々たるもの（1,441人）である。（ただし，一般入試を経て入学した者もいるがこれは社会人を直接対象としていないから除く。）

入学試験の特別枠や共通1次学力試験の受験を免除などによって入学や3年編入ができたとしても，社会人が勉学を継続することには障害が多い。

第１に，仕事をもたないまでも仕事からの自由度が高くなければ，昼間，通学し講義を受け帰宅後も必要な勉学を継続することは困難である。仕事からの自由度が高く昼間の学部で勉学を継続可能な社会人とは，時間的にも経済的にも学力的にもかなり恵まれた少数の人であろう。第２に，勉学に専念できる青年を対象にした伝統的な大学の教育内容や方法をそのまま社会人に適用される現状では，社会人としての学習関心や問題意識を育てることはむずかしい。第３に，卒業後の就職・転職についても若い卒業生と同様な機会に恵まれない不安がある。

(2)　夜間部

社会人を正規の学生として受入れ可能な「受け皿」は，第２に，大学夜間部（２部）である。夜間学部は設立の趣旨から昼間働いている社会人にも大学教育を開放するものであるから，上の特別選抜制度より現実的である。実際，同じく勤労学生を受入れる大学通信教育と同様，ほぼ10万人以上の学生が学んでいる。(昭和60年度で夜間部11万７千人に対し，大学通信教育11万人である）しかし，近年は勤労学生は相対的に減少し，逆に機会があれば昼間学部へ移りたい学生が増加している。従来から期待されてきた「受け皿」機能に変化が生まれている。また，大学通信教育と比べても夜間部は23歳以上が少ない，有職者が少ない，女子が少ないなどの特徴がある。[6]　つまり，昼間学部の学生構成に類似しているのである。だから「夜間学部の昼間学部化」を説く論も登場しているけれども，それでは「夜間学部廃止の方向にむかうことにつながるであろう」[7]。

(3)　大学通信教育

第３の「受け皿」は大学通信教育である。大学通信教育は現在，私立大学が実施する通信教育（大学・短大合わせて22校）と放送大学学園立の放送大学（１校）とがある。1947年，戦後の教育の民主化・機会均等を目指して大学教育の門戸開放という理念により制度化されたもので，以来，社会人等の幅広い国民が学べる高等教育機関であり，ほぼ40年間の歴史がある。卒業生はすでに10万人を超えている。学生数は1976年から1987年度ま

で減少傾向にあるが，それでも正規の課程でほぼ10万人程度に定着している。正規外の学生は短大を中心に約５～６万人いる。[8]

放送大学は1983年に発足し85年に放送による授業を開始した歴史の浅い大学通信教育である。従来の大学通信教育が印刷メディアを郵便によって送る通信教育を中心にしているのに対し，放送大学はテレビ・ラジオなどによる新しいメディアとも連携した教育を導入している。「通信教育」は現在，「遠隔教育」という概念に拡張されつつあるが，放送大学は開学の理念からこの遠隔教育にふさわしい展望をもっている。学生数は1987年度で約２万１千人。学生の職業の割合は会社（商店）員と無職（主婦）が中心である。私立大学通信教育の場合と比べると，会社員の割合が高く，教員が少ない。公務員の割合はほぼ同じである。また，年齢別では放送大学の学生の方が30歳以上が多い。[9]　したがって，現状では放送大学は中高年の高等教育として注目される。ただし，現在はテレビ・ラジオの放送の範囲がほぼ関東地区に限られているため，国民全体への浸透ができない。

財政的な基盤においては放送大学学園立だが事実上，国立大学並であるから，経営上，安定している。一方，大学通信教育は私学によってのみ続けられてきたので，経営上の問題を抱えてきた。しかし，放送大学は国家財政に支えられているので，独自に教育サービスの向上を図る余地に欠ける制約がある。

さて，大学通信教育は職業生活や家庭生活などと並行させて学習を自己管理していかなければならないため，学習の継続に難がある。卒業生をまだ出していない放送大学は別にして，大学通信教育の卒業率（大学における４年前，短大における３年前の正規課程入学者に対する比率）は，大学で7.8%，短大で48.9%である。卒業資格を望まぬ者も多いのでこれを加えないと，大学で３割以上，短大で８割近くにはなる。卒業までにかかる年数は６割以上の人が５年以上かかっている。４年で卒業できる人が４割近くいることになるけれども，３年編入者も含めているためである。したがって，数字以上に長期間で卒業にこぎつける学生が多いことになる。[10]　た

だし，入学当初から4年間で卒業したいと考えている人よりも，10年以上かけてでもマイペースでゆっくり学んでいきたいと考えている人が多いのも，大学通信教育に学ぶ学生の特徴である。

したがって，大学通信教育は社会人が正規の課程を学ぶことができるけれども，現状では社会人が卒業するには困難度が高いという難点がある。

(4)　その他

その他には正規の課程として大学院への受入れがある。近年，企業の技術者や現職教員の再教育の機会として学部教育以上のハイレベルの教育が要請されている。このため，大学院への受入れ人数も増加している。しかし，まだ，1,000人足らずで一部の研究者を対象にした高度な高等教育である。国民一般の社会人の「受け皿」としては小さい。ただし，高等教育の拡張や開放が進む将来の課題としては社会人のための大学院（大学通信教育を含め）という構想と整備は欠かせない。

正規外の課程を学ぶ機会としては聴講生・研究生，専攻科・別科，大学公開講座などがある。いずれも増加はしているが，現在は正規課程との連携がみられない。また，あくまでも正規の学生に支障がないことを前提にしている点，各大学に任され法令上の保護のない制度である点，などの制約がある。したがって，現状を原理的に変えない限り，社会人の高等教育の「受け皿」になることを期待できない。

3　「学習者としての社会人」の理念型

以上，社会人が大学で学ぶ機会は少なくないが，現状ではそれぞれ学習にふさわしい条件に欠ける。したがって，社会人を高等教育に受入れるには「学習者としての社会人」の特徴を明らかにし，これにふさわしい高等教育の制度・内容・方法を構想していくことが必要である。私は「学習者としての社会人」は「生活者」と「認識者」の両面でとらえることができる，と思う。

ここで,「生活者」というのは，社会人の家庭または職場で働く側面を指す。彼（彼女）は家族や自分の生命・健康・生活を維持するために暮らしをたてる。そのために身過ぎ世過ぎができる自立的な能力を生活経験をとおして獲得する。しかも，この自立的な生活はもっぱら個人的にできるのではなく，他人との共存も必要である。この共存を調整しながら自分の割り当てられた社会的な役割を果たしていく。

社会人のもうひとつの側面は「認識者」である。「生活者」は生活のなかでも学習していくが，ある具体的な問題状況をきっかけとして自分の生活や人生や社会に疑問をいだき，これを点検し変える必要を感ずる。そのためにもっと自覚的に学習をしなおしたくなる。日常生活に追われる「生活者」を「舞台の役者」にたとえれば，彼（彼女）は時にこの舞台をながめる「観客」なることを欲する。この「生活者」の，自分の生活を客観的に反省する側面を「認識者」とよぶことにする。このために彼（彼女）は文化に接し知識や技術を習得し，問題状況の分析や解決への糸口を探る。

もちろん，この２つはひとりの人間の両面であって切り離すことはできない。しかし，社会人が自覚的に学習しなおす活動を説明するには,「生活者」と「認識者」の区別は役立つ。人は生活に流されているだけでは，これを客観的に反省することはむずかしい。反省は生活空間からいったん離れた，ゆとりのある自由時間のなかの方がよい。しかし,「認識者」としてこのゆとりのなかに沈潜しつづけることはできない。問題状況を解決する決定的な知恵を獲得できなくても，新たに回復された暫定的な知恵で乗り切る「生活者」にもどらないわけにはいかない。社会人「学習者」はこのような上昇と下降との往復運動を繰り返す。この往復運動は困難をきわめる。三浦清一郎が成人学習者の特徴を「ジレンマの状況に身を置かざる得ない」と指摘している(11)，とおりである。

児童・生徒・学生とよばれる学習者も,「認識者」である側面と「生活者」である側面に分かつことができる。すぐれた「生活者」であればすぐれた「認識者」であることを発揮でき，よい学習者になりうる。しかしながら，

近代の公教育体制のもとでの若い学習者は，基本的に自分や家族の身過ぎ世過ぎを心配しなくてもよいように，社会的に保護されている。基本的に「認識者」としての自立的な能力を獲得できる空間と時間が用意される。この空間と時間が後述する「学校式教育」である。児童・生徒・学生の多くが「フルタイマー」とよばれる理由は，彼らが「認識者」としての側面に徹底できる可能性があるからである。この点で社会人の学習者は彼らに比べ，基本的に「認識者」としての側面だけに徹底することはできないから「パートタイマー」とよばれるゆえんである。

「学習者としての社会人」もかつての学校教育の時代は「認識者」に専念できた。しかし，その過去から現在はずっと離れているので，社会人として「認識者」に専念できる時でも，学習のハンディキャップを負うことになる。中学程度の英語力も失われ，回復に時間がかかる。(12) 先の往復運動の困難さに加えこの意味でも，職業人・家庭人が「認識者」に変貌するのは困難である。社会人の高等教育受入れは入学問題だけではなく学習の継続問題でもあるのである。

したがって，社会人を学習者として教育問題化するのは，この「生活者」と「認識者」という両側面を考慮し，しかも両者の「連続性」に配慮する必要がある。

4　通学方式と遠隔方式の評価

社会人の高等教育を考察するときには，正規と正規外の学生という関心から分析されることが多い。しかし，今やわたしたちは社会人の理念型に従い高等教育が「認識者」の側面と「生活者」の側面との「連続性」を可能にしているか，を問うべきである。

(1)　通学方式と遠隔方式

社会人を受入れる高等教育は通学方式と遠隔方式という２つの方式に分けられる。

通学方式とは通常の学校教育である。より正確にいえば，それはインフォーマルないしノンフォーマルの教育や偶発的な学習に比べ,「学校式教育」ともよぶべき独特の方式で学習を統制するシステムである。学習者は次の5つの条件下で学ぶ。(1)　特定の空間へ通学して，(2)　特定の時間内に，(3)特定の入学資格者として，(4)　特定の数育内容を，(5)特定の有資格者から学習する。[13]　社会人入学の制度や大学夜間部はその典型であり，大学公開講座は5つの条件の1部を開放している。

通学方式に対し遠隔方式とよびうる教育がある。通信教育，最近のよび方でいえば遠隔教育 distance education である。ディスタンス(へだたり)教育とよばれる理由は，通学方式と違い教授者と学習者の間にディスタンスがあるからである。つまり，教師と学生とが教室などの同一の空間におらず，また教育（学習）の時間についても教室の教授・学習過程と違いリアルタイムで同時進行しないのである。私立大学と放送大学による大学通信教育がこの遠隔方式にあたる。現状ではいずれの大学通信教育も先の通学方式の5つの条件からまったく自由とはいえない。しかし，スクーリング（面接授業）以外は基本的に遠隔方式に基づいている。

(2)　通学方式の評価

通学方式は一般に，昼間であれ夜間であれ，「認識者」としての空間･時間を「生活者」としての空間･時間から確実に分離する。そうすれば,「生活者」であることをいったん忘れて勉学に専念できる。換言すれば，学習者は大学キャンパスでの時間において確実に認識を深めることができる。その結果，学習は5つの条件によって整えられた教授活動・学習環境のなかで進めることができる。また，適切でない学習は専門家の助言によって修正される。しかし，逆に学習は絶えず統制され他律的になるおそれがある。強制されないと学習しない習慣をつくりかねない。

学習のための空間・時間の分離が可能であるためには条件がある。空間の上では自宅から職場，職場から大学，大学から自宅へという通勤・通学の便がよくなければならない。また，時間的にも拘束される労働時間と生

活必要時間の他に，確実に学習できる自由時間をもっていなければならない。学習の場所は大学キャンパスだけ，大学での学習時間は昼間だけ，夜間だけ，ウィークデイだけなどの制約があれば，この通学方式は社会人一般にはふさわしくない。学習の場所や時間に恵まれた人だけの機会となる。

また，通学方式には原理的な矛盾がある。通学方式は学習のための空間を社会的に分離して用意するから，その収容力には限界がある。社会人の大学教育が実現すればするほど，高校新卒者の受入れと青年の高等教育を圧迫する矛盾である。高等教育の機会均等化を図ろうとしても，教育を受ける資格や選抜試験などによって学生を選別せざるをえない。もちろん，大学の入学定員そのものを増加させれば社会人の収容力も増しそうだが，昭和67（1992）年度以降の18歳人口の減少が予想される以上，収容力の大幅増加にふみきる大学は増えそうにない。また，通学方式では学習のための時間も社会的に分離して用意しなければならない。つまり，社会的・経済的条件が国民の自由時間を増加させ労働時間の減少させる余裕が必要である。学生だけでなく社会人の多くも学習者になっては，非生産人口が増加し経済活動は停滞してしまう。

この意味で現状では社会人の入学制度や夜間部は社会人の「受け皿」として問題がある。「受け皿」になるには，例えば通勤・通学の便によい学習空間を大学キャンパス以外にも拡げることである。教室は大学だけでなく社会教育施設や公的施設に求められる。学習の時間についていえば，夜間学部と昼間学部との相互乗り入れ，土曜の午後や日曜・休日などの開講などが必要である。また，ある時期にたくさんの社会人を集中して大学に収容しなくてもいいように，高等教育のリカレント化も必要である。したがって，そのためには教育休暇が，しかも有給で確実に保障されていなければならない。つまり，この方式では高等教育体制の整備だけでなく，同時に社会的条件・文化的条件の改革が必要となる。

(3)　遠隔方式の評価

これに対し，遠隔方式の高等教育は学習者の「認識者」と「生活者」と

の両面を空間的にも時間的にも分離しない。学習者はどこでも，いつでも各人の自由意思で「認識者」であったり「生活者」であったりその両者であったりすることを選ぶ。通学しなくてもいい，都合のいい時間に自宅ででも学べるので，働きながら学べる長所がある。しかもこの方式は学習空間や学習時間を社会的に分離して確保する必要がなく，学習者個人に依存している。このため，学生の収容力は無制限ではないが大きく柔軟性もある。したがって，放送大学を含め大学通信教育への入学は，通常の大学入学資格があればほぼだれでも可能である。のみならず，後述するように特修生制度によって大学入学資格がない人にも開かれている長所もある。入学の容易さと学習空間・時間の自由，これは高等教育に占める社会人の割合を多くしている主因である。

また，遠隔方式は通学方式に比べ，教授者が学生の学習をコントロールしフィードバックする度合は少ない。「認識者」としての探求は各人の責任で自立的な学習を進めることによってなされる。学習の評価も教師にだけ依存するのではなく，学習者自身が自己評価するのである。つまり，教授者との空間的・時間的・認識的な「へだたり」が確保されるので，学習者は各人の「生活者」としての条件に従ってマイペースで「認識者」としての空間と時間を自分でつくり，自分で認識指導ができるメリットがある。

しかし，これらの長所も各人が自立的に学習を進めることができないと，自分の認識指導に失敗する。この原因は「学校式教育」で習慣づけられた他律的な学習にある。また，印刷教材や放送教材の不備も大きい。前述の卒業率に象徴されるように学習の継続が困難である。この点での改革が急務である。(14)

5　単位認定による高等教育の開放

(1)　伝統的な大学教育の清算

以上のような改革は，いずれの方式でも限界がある。なぜなら，日本の

大学教育は伝統的に高等学校（旧制も含め）の上に，いわば「直結」させた制度であり，学校をしばらく離れた社会人を対象にした教育理念には欠けていたからである。

戦後の教育理念は高等教育の民主化や開放を掲げたけれども，青年中心であった。例えば，戦後の高等教育の理念を左右したアメリカ教育使節団の第一次報告書は「大学の自由」を掲げるが，主たる対象は「才能ある青年男女」や「選ばれた若い男女」である。大学における成人教育にも言及はあるけれども，大学公開講座の指摘にとどまり，正規の社会人教育には触れていない。[(15)] 確かに，社会人のために夜間部や大学通信教育も実施された。この点で戦前と比較すれば開放的であり歴史的意義をもつ。しかし，それらは選ばれた青年の高等教育を社会人にも拡張する部分的開放にとどまり，積極的に社会人に大学教育を開放する制度としては構想されていなかった。いわば社会人を伝統的な大学にも「囲い込む」制度である。この点で歴史的限界がある。現在，社会人にも有利な入学の方策が促進されてはいるけれども，それは社会人特別選抜制度にうかがえるように，高校と「直結」させてきた大学教育の手直しにとどまる。

学部組織においても，社会人学生対象の独立学部は存在しない。学部は現在，フルタイマー（若い専業学生）を教育することを専任とする教員からなり，社会人の教育を専門に考える研究者・教員の組織はない。社会人の「受け皿」となっている私立大学通信教育も制度的に通学課程から独立した学部でない。このため，教育課程も教育方法も，フルタイマーの学生用の「正規の課程」をパートタイマーの社会人に適用している。一般教育と専門教育との統合による全人的な教育の提唱も，社会人にも適用可能なカリキュラム論には至らなかった。[(16)]

したがって，先の通学方式も遠隔方式も現在，伝統的な大学教育の「尻尾」をつけたまま改革を模索しているのが現状である。大学が社会人教育を実施できるように改革するためには，この際，伝統的な大学教育の発想を清算しなければならない。伝統的な大学教育の発想とは第１に通学方式

偏重であり，第2に昼間学部偏重であり，第3にフルタイマー偏重である。「認識者」に徹することがむずかしいパートタイマーの社会人学生には，通学方式も昼間学部中心も障壁となる。換言すれば，「学習者としての社会人」に大学教育を開放する理念とそこから導かれる独自の制度をつくっていくことが重要である。

(2) 手がかりとしての単位問題

高等教育が開放されるには，とりあえず既成の機関が社会人学生の便宜を考え，連携することである。社会人の「連続性」に即して制度もまた「連続性」の原理によって一貫しているべきである。この制度は，既成の制度から新しい開放的な制度までのスペクトルのメタファー（隠喩）で構想できる。

通学方式でいえば，左端には「学校式教育」に基づく既成の高等教育を置く。これは正規の教育としてさまざまな規制を設けている。しかし，この制度の右側に規制が少し弱くなる正規外の教育もある。聴講生・研究生や専攻科・別科の制度である。さらに弱い規制の大学公開講座が位置づく。大学教育の右側には社会教育，企業教育，民間教育機関が続く。こうして右端には「信濃自由大学」のような市民の自主的な高等教育サークルが置かれる。池田秀男らは「総合市民大学構想」として「伝統型の大学の協力を得ながら」も成人継続教育の原理に従った教育システムを研究開発している。[17]これは既成の学校教育システムや社会教育システムを新しい原理によって連携していく構想であるから，制度スペクトルの両端のほぼ中間に位置する。その点で社会人の高等教育として現実主義的な構想である。

通学方式で学習空間と学習時間の機会を拡大するだけでなく，さらに，遠隔方式にまで「連続性」を拡げることができる。ただし，このように制度スペクトルを連続的に結ぶにはその共通の手形が必要である。それが「単位」である。大学教育は基本的に単位制だが実情は学年制である。このため，単位の意義が軽視されている傾向がある。この点で大学通信教育の単位制度は高等教育の開放に教訓を与える。

日本の大学通信教育は通学方式ではないのに，正規の課程であるという独自性をもつ。[18] したがって，遠隔方式の高等教育だけでも自己完結しうるが，連続的な制度スペクトルが考えられる。現状でも，卒業資格が取得できる全科履修制度（私立大学通信教育の正科生，放送大学の全科履修生）の他に，科目別履修制度がある。すなわち，卒業を目的とせず，自分の教養上，職務上の関心に従って一定の科目を選択する制度である。放送大学の場合では，１年間在学の専科履修生と１学期間在学の科目履修生の制度がある。しかも，この科目別履修制度は1984年の設置基準の改正でこれらの修得単位も当該大学に入学すれば正規の単位として通算できるようになった。通学課程の聴講生制度に似るが，これとは異なり，教室への出席が不要，正規の単位としても認定される，もちろん学費も低廉という社会人向きの制度である。

さらに，遠隔方式の制度スペクトルには，大学入学の資格のない者でも18歳以上であればだれでも入学のチャンスが得られる「連続性」がある。特修生制度である。特修生は，一定期間，一定以上の科目を修得するなどして，通信教育を行う大学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めれば，正科生へ転ずることができる。しかも，先の科目別履修制度によって入学後，卒業要件の単位として認定されうる。

特修生制度に類似した制度として大学入学検定試験がある。これも大学入学資格のない者には有効な制度であるけれども，基本的に入学試験への資格を認めるだけであって，大学入学を保障するものではない。一方，特修生制度は基本的に入学資格のない者にも大学への仮入学を可能にし，在学中の成績によって正規の学生と認定する。したがって，社会人の大学への入学可能性も学業継続への可能性も開かれている。今後も成人の高等教育への要求に応えられうる制度といえる。事実，この特修生制度は確実に進展しつつある。数字が明らかな放送大学についていえば，登録者（1985年１学期～86年１学期まで）の6.8パーセントが特修生である。しかも，彼らの学歴は小中卒の割合が７割，年齢は55歳以上だけでも３分の１を占め

る。[19] 従来の高等教育の学生では考えられない学習者が登場しているのである。[20]

遠隔方式を大学教育の外にまで拡大する構想もあってよい。しかし，現状では通信教育を行う大学にのみ認可されているので，社会人を対象として高等な科目を通信教育として開設しても社会通信教育として扱われてしまう。したがって，大学の単位には認定されない。通学方式の高等教育が社会教育とも連携されるように，社会通信教育の単位も一定の基準を設けて大学の正式単位として認定される道が開かれてよい。

さらに，大学通信教育と通学方式との連携も必要である。例えば，通学方式の授業，とりわけ印刷メディアや放送メディアでは学習困難な実技や演習への出席が認められてよい。現在，体育実技については一定の基準内で他の大学の公開講座や都道府県市町村教育委員会の社会体育が単位認定されている。これを拡大する必要がある。また，大学通信教育での学習では文献の利用は「生命線」だが，現在，大学図書館は利用できない。公共図書館では大学教育に活用できる文献は限られている。そこで，大学図書館を市民に開放する課題もあるけれども，まず，通信学生に開放されてしかるべきである。

逆に，通学課程の一部を大学通信教育によっても学習できることも望ましい。科目によっては，また，学生によってはすべての授業に出席しなくても，通信教育だけで単位取得が可能なはずである。

おわりに

残された課題に触れておく。

高等教育の制度スペクトルを可能にする単位認定問題は，臨時教育審議会などでも単位の累積加算制度や互換制度として提案されている。しかしながら，生涯にわたる学習を援助する体制としては，同時に，単位認定や資格にこだわらない教育機会も必要である。単位認定や資格が制度化され

たために，社会人が高等教育に接近したくても「敷居が高い」ことになっては不都合である。

一般に教育の機会均等の問題は，「教育を受ける権利」を高校全入や成人高等教育にまで拡げる問題として論議されることがある。このため，「受ける権利」のために公的権力に制度化を要求することになる。もし制度化がなり国民の教育権は「授けられる権利」になるとすれば，いったん高等教育が社会人に開放されても，社会人が高等教育を「選ぶ権利」は享受できなくなる。教育の機会均等が「拡大」しても「公正」ではなくなるおそれが生ずる。「学習者としての社会人」は，フルタイマーの学生のように自分の能力を遠心的に外側に拡張するよりも，現在の能力の範囲内でも求心的に充実していることを望む。いわゆる「生きがい」を望む。この意味で社会人の高等教育の制度化ができても，国民には教育を「選ぶ権利」が留保されていなければならない。

したがって，本稿では論じなかったけれども，社会人の高等教育体制は単位や資格の取得を希望するのであれ，希望しないのであれ，社会人が自分の成長を望む限りで機会が選択できる体制である必要がある。一方，社会人の高等教育への要求は，１節で指摘したように，学習者のニーズと高等教育の現況との相乗的効果による。さらにいえば，この相乗的効果の結果は社会的条件や文化的条件の結果である。したがって，学習する社会人は，みずからの学習要求をこの高等教育の現況，また社会的条件や文化的条件との関係で点検し，学習の内容・方法を主体的に自己選択していくことが重要である。

注

1．文部省『生涯教育（中央教育審議会答申）』大蔵省印刷局　1981年 pp. 34～35

2．毎日新聞人口問題調査会の1979年度「全国家族計画世論調査」による。1979年７月19日付け『毎日新聞』朝刊。なお，同調査の最近（1986年）のデータでも理想の子ども数の平均は2.51人，実際に産んだ数は2.00人である。1986年５月17日付け『毎

日新聞』朝刊。

3．国立教育会館社会教育研修所『特色ある社会教育事業事例要覧』昭和62年

4．例えば，大阪大学人間科学部社会教育論講座「民間教育文化事業—大阪朝日カルチャーセンターに関する調査研究—」（1981年）によれば，30歳代受講者の短大・大学卒業者の割合で64.2，40歳代で50.3，50歳代で46.0％である。60歳代以上の受講者では実に60％である。ちなみに年齢別の学歴構成は1980年の「国勢調査」で60歳以上は男子で9.9％，女子で2.4％に過ぎない。

5．この節における以下のデータは特別の注がない限り，次の新しい資料を参照した。文部省高等教育局大学課「資料にみる大学への社会人受入れ」『IDE—現代の高等教育』No.290 （1988年2月号）

6．文部省『生涯教育の実施状況等に関する実態調査』1976年

7．相馬一郎「私大夜間学部の役割と現状」（『IDE—現代の高等教育』No.277 1986年11月号）p.33

8．私立大学通信教育協力会編『開かれている大学——大学通信教育』1987年 pp.17～20

9．同上，pp.87～88

10. 同上，pp.92～93

11. 三浦清一郎『成人の発達と生涯学習』ぎょうせい 1982年 p.163

12. 私立大学通信教育を受ける学生で，「前の学歴から入学するまでの年数」が5年以上たっている人は大学で37.2％，短大で45.1％，10年以上も3割前後いる。前掲書『開かれている大学——大学通信教育』P．101。より高い年齢層が在学する放送大学ではもっと多いであろう。

13. 拙稿「『大学開放』の基本的視点」日本生涯教育学会年報 第2号 1981年

14. 詳細は拙稿「大学通信教育の印刷教材—『へだたり』を生かす—」『言語生活』No.428 1987年7月号

15. 全訳解説 村井実『アメリカ教育使節団報告書』講談社 1979年 pp. 100～106

16. なお，放送大学は社会人対象の独立した学部として発足している。しかし，もともと放送大学には伝統的な学部そのものがない。つまり，一種の新幹線方式なので在来線の学部から独立できたわけで，現行制度では例外に属す。

17. 池田秀男ほか「高度学習社会へのシナリオ—H県における総合市民大学の構想の研究—」日本生涯教育学会第8回（1987年）大会での口頭発表

18. 戦後この制度を導入するにあたっては，アメリカ進駐軍，とりわけ教育部局のCIEとの間で困難な折衝があった。少数の私立大学が文部省の援護で折衝した結果，生

まれた。アメリカ側は通信教育だけで卒業資格を与えることに反対していた。現在でもアメリカの大学通信教育（継続高等教育機関の一部）では，通信教育の単位だけで卒業資格は与えられない。この意味で私立大学通信教育はイギリスの公開大学の先駆となる日本独特の制度という意義がある。

19. 大塚雄作・柴山盛生・塩崎千枝子ほか『遠隔高等教育の学習者像　第2回放送大学学生動態調査に基づく実証的研究』放送教育開発センター　1987年

20. 歴史的教訓のためにこの制度の経緯を付記する。特修生制度はすでに私立大学の通信教育が発足した当初の1947年には認定されていた。しかし，1954年になって文部省の指導で廃止されてしまった。その後も私立大学通信教育の関係者はその復活を要求してきたが，認められなかった。これが30年後の放送大学学園の成立によって可能になったという歴史的経緯かがある。戦後，一貫して社会人の高等教育への機会を開いてきたのは私学による大学通信教育なのだから，その実績に基づきもっと早く認められるべきであった。